入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年4月24日
支出負担行為担当官
東京税関総務部長　大西　　靖
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　25
⑵　借入等件名及び数量
埠頭監視カメラシステム　一式
⑶　借入件名の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期限　平成25年２月１日から平成29年３月31日までの間。但し、支出負担行為担当官は、法令及び予算の範囲内で当該借入期間を変更することがあり得る。
⑸　借入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で「A」又は「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載され、当該等級に格付けされた者であること。
⑷　各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒135―8615 東京都江東区青海２－７－11
東京税関総務部会計課用度係　竹林　英樹
電話03―3599―6236
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成24年６月19日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成24年６月20日11時00分　東京港湾合同庁舎７階東京税関入札室
4　電子入札システムの利用
本件は、財務省電子入札システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。但し、紙による入札書の提出も可とする。
5　その他
⑴　入札、契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他財務省所管会計事務取扱規則第45条第１項各号に掲げる入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者の中から、最低の価格をもって有効な入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasushi Onishi, Director of the Coordination Division, Tokyo Customs.
⑵　Classification of the products to be procured : 25
⑶　Nature and quantity of the products to be rent : Wharf Surveillance Camera System, 1 set.
⑷　Rent period : From 1 February 2013 through 31 March 2017.
⑸　Rent place : The place specified by the official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade “A or B” in the Manufacturing, Selling of the Products or Offer of services etc in terms of the qualification for participating in tenders by the Kanto・Koshinetu area related to the Ministry of Finance in the fiscal years 2010, 2011 and 2012 (Single qualification for every ministry and agency).
④　A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contact can be guaranteed.
⑺　Submit a document of a system to prove their ability to supply the system concerned and meet our requirements in order to be judged acceptable by the contracting enitity ; and provide explanations on the contents of the above document by request.
⑻　Time-limit for tender : 17 : 00, 19 June, 2012.
⑼　Contact point for the notice : Hideki Takebayashi, Procurement Section, Accounting Division, Tokyo Customs, 2―7―11 Aomi Koto-ku Tokyo 135―8615 Japan, TEL 03―3599―6236

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年４月24日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　小部　春美
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量
企画課統計関係システムの開発及び改修　一式
⑶　調達案件の仕様等　調達案件の仕様等に関し、支出負担行為担当官が別途指示する特性を有すること。
⑷　履行期限　平成25年３月29日まで
⑸　履行場所　当庁の指定する場所。
⑹　入札方法　上記１⑵の件名について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。